

# 川西市建設工事監督実施基準（建築工事・設備工事）

## 第1 目的

川西市建設工事監督要綱の規定に基づき、建設工事に係る建築・設備工事における請負契約の適正な履行を確保するため、監督に必要な業務基準を定めて、監督業務の合理化と適切な実務を図ることを目的とする。

## 第2 監督員の指名

- (1) 工事所管課長は、工事の規模、重要度、技術的難易度、特殊性等を勘案し、職制を考慮して監督員を指名するものとする。
- (2) 監督員は、異動その他やむを得ない理由によりその職務を離れるときは、後任者に事務を引き継ぎ、後任者と共に引継ぎ調書を作成し、工事所管課長に提出するものとする。
- (3) 工事所管課長は、市長が監督員を任命したとき及び監督業務を委託したときは、当該監督員及び委託監督員（以下「監督員等」という。）の役職及び氏名並びに権限の内容を通知書により、契約の相手方に遅滞なく通知するものとし、監督員等に変更があった場合も同様とする。

## 第3 監督業務

### (1) 用語の定義

- ① 監 督： 契約図書における発注者の責務を適切に遂行するために、工事施工状況の確認及び把握等を行い、契約の適正な履行を確保する業務をいう。
- ② 監 督 員： 監督員は主任監督員、担当監督員を総称している。
- ③ 監督の方法： 監督行為（指示、承諾、協議、通知、受理、確認（検査）、立会い、把握）を総称している。
  - ア 指 示： 監督員が請負者に対し、工事の施工上必要な事項について原則書面をもって示し、実施させることをいう。
  - イ 承 諾： 契約図書で明示した事項について、発注者若しくは監督員又は請負者が書面により同意することをいう。
  - ウ 協 議： 書面等による契約図書の協議事項について、発注者と請負者が対等の立場で合議し結論を得ることをいう。

- エ 通 知：監督員が請負者に対し、工事の施工に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
- オ 受 理：契約図書に基づき請負者の責任において監督員に提出された書面を監督員が受け取り内容を把握することをいう。
- カ 確 認：契約図書に示された事項について、監督員が臨場若しくは請負者が提出した資料により、監督員がその内容について契約図書と適合を確かめ(検査)、請負者に対して認めることをいう。
- キ 立会い：契約図書に示された項目について、監督員が臨場し、内容を確かめることをいう。
- ク 把 握：監督員が臨場若しくは請負者が提出又は提示した資料により施工状況、使用材料、提出資料の内容等について、監督員が契約図書との適合を自ら認識しておくことをいい請負者に対して認めるものではない。

## (2) 監督の実施

監督員は、以下の表（監督業務の内容）の項目について技術的に十分検討のうえ監督を実施するものとする。

なお、委託監督員の業務における権限の内容等については、別に定める工事監理委託業務仕様書等により監督を実施するものとする。